**第１７回大阪府障がい者差別解消協議会**

日時：令和４年３月７日　月曜日　午前１０時００分から１２時００分まで

場所：大阪赤十字会館３０１会議室

出席委員

大竹　浩司 公益社団法人大阪聴力障害者協会会長

小田　浩伸 大阪大谷大学教育学部長教授

坂本　ヒロ子 社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会理事長

佐々木　祥光 有限会社ササキセキュリティー取締役部長

塩見　洋介 障害者（児）を守る全大阪連絡協議会

特定非営利活動法人大阪障害者センター事務局長

柴原　浩嗣 一般財団法人大阪府人権協会業務執行理事兼事務局長

◎関川　芳孝 大阪府立大学大学院人間社会システム科学研究科兼

地域保健学域教育福祉学類教授

髙橋　あい子 一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会会長

辻川　圭乃 弁護士

堤添　隆弘 社会福祉法人大阪府社会福祉協議会地域福祉部権利擁護推進室室長

寺田　一男 一般財団法人大阪府身体障害者福祉協会会長

南條　正幸　 関西鉄道協会専務理事

南野　和人 日本チェーンストア協会関西支部事務局長

西尾　元秀 障害者の自立と完全参加を目指す大阪連絡会議事務局長

久澤　貢 社会福祉法人大阪府社会福祉協議会セルプ部会副部会長

福島　豪 関西大学法学部教授

◎　会長

オブザーバー

大阪労働局職業安定部職業対策課長　代理

近畿運輸局交通政策部バリアフリー推進課長

市長会代表市担当課長　代理

○事務局　皆様お揃いになりましたので、「第17回大阪府障がい者差別解消協議会」を開催させていただきたいと思います。委員の皆様方におかれましては、ご多忙のところご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

それではまず、開催にあたりまして、障がい福祉企画課長より一言ご挨拶を申し上げます。

○事務局　皆様おはようございます。

委員の皆様には、日頃から本府、障がい福祉行政の推進に格別のご理解、ご支援をいただきまして、この場をお借りいたしまして厚く御礼申し上げます。また、本日はご多忙の中、本協議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

一旦は収まったかのように思われた新型コロナウイルス感染症でございますけれどもオミクロン株の出現によりまして、残念ながら年明けから一気に感染が拡大いたしまして、現在高止まり状態が続いているところでございます。コロナによる様々な影響が、立場の弱い方々に真っ先に及んでいるという現状を踏まえましても、障がい者差別に係る取組みというものは、このような状況下であるからこそ、より積極的に進めていく必要があると感じているところでございます。

さて、本日の協議会は、次第にお示しの通り、まずは検証報告書案につきましてご審議いただきたく存じます。また、その他におきましては、昨年4月に施行されました府の障がい者差別解消条例の一部改正でありますとか、国の法律改正を受けての空気感の変化であったり、委員の皆様方が見聞きされた差別事案等につきまして、皆様からご紹介いただければなというふうに考えております。

後ほど、議題1の方でも説明させていただきますけれども、今年度の大阪府への相談件数につきましては、昨年同様、比較的低調でございました。これは、コロナの影響で外出控えが続いているという事情もございますけれども、条例でありますとか、合理的配慮につきましても周知が十分に進んでいないことも大きいと受けとめております。これまでも様々な手法を用いて、またあらゆる機会を捉えまして、法や条例、合理的配慮の理解促進に向け、広報啓発に取り組んでまいりましたけれども、本日の協議会におきましては、委員の皆様方からも、有効な取組みについてのアドバイス、ご意見等頂戴できればというふうに思っております。

限られた時間ではございますけれども、活発なご議論をお願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

○事務局　続きまして会議の成立についてでございます。本日は委員総数20名のうち、委員16名のご出席をいただいており、大阪府障がい者差別解消協議会規則第5条第2項の規定により会議が有効に成立しておりますことをご報告させていただきます。

次にお配りしている資料の確認をさせていただきます。

資料1「障がい者差別解消に向けた大阪府の活動報告書」、

資料２「令和3年度の報告書について」、

参考資料1「障がい者差別解消の取組みと相談事例等の検証報告書令和元年度版」、

参考資料2「令和元年度大阪府広域支援相談員が対応した相談事例について」、

参考資料3「平成28年度から令和2年度の検証報告書の内容」、

以上になります。

その他といたしまして、府の差別解消条例等を綴じた別冊ファイル、ふれキャン公式ＳＮＳを始めましたというチラシと、ウェブ版ともいきを開催しましたという資料をお配りさせていただいております。資料の不足等がございましたら事務局までお知らせいただきますようお願いいたします。

続きまして、会議の公開についてでございます。大阪府においては、会議の公開に関する指針を定めており、本指針に基づき、本会議も原則公開としております。後日、配布資料とともに、委員の皆様の発言内容をそのまま議事録として、府のホームページで公開する予定としております。ただし、委員名は記載いたしません。あらかじめご了解いただきますようお願いいたします。

なお、個人のプライバシーに関する内容についてご議論いただく場合には、一部非公開ということで、委員の皆様を除くオブザーバーの方、関係者の方、傍聴の方には、一時ご退席いただくことになります。

次に、この会議には、点字資料を使用されている視覚障がいのある委員や、手話通訳を利用されている聴覚障がいのある委員がおられます。障がいのある委員の情報保障と会議の円滑な進行のため、ご発言の際はその都度、お名前をおっしゃっていただくとともに、手話通訳ができるようにゆっくりとかつ、はっきりとご発言をお願いいたします。また、点字資料は墨字資料とページが異なりますので、資料を引用したり言及したりする場合には、具体的な箇所を読み上げるなど、ご配慮をお願いいたします。

それでは、以降の議事進行につきましては関川会長にお願いしたいと存じます。関川会長よろしくお願いいたします。

○会長　皆さんお変わりありませんでしょうか。年度末の大変お忙しい時期に、オンラインではなく集合での会議となりましたことを改めてお詫び申し上げます。

それでは早速、「第17回大阪府障がい者差別解消協議会」を次第に従いまして議事を進めてまいりたいと思います。まず議題の1でございますけれども、障がい者差別解消の取組みと相談事例等の検証報告書案についてご説明させていただこうと思います。今年も例年同様この1年間の活動を振り返り、検証報告書をまとめさせていただいておりますけれども、それについてのご意見などを頂戴したいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。それでは事務局から説明をお願いいたします。

○事務局　議題1の検証報告書につきましては、例年、年度末の解消協においてその年度の12月までの相談受付状況や、合議体の開催状況などを記載したものを一度ご審議いただき、いただいたご意見をもとに、加筆修正をした上で、次年度最初の解消協において完成版を改めてご審議いただくという形をとらせていただいておりました。これまでの、平成28年度から昨年度までの検証報告書の主な項目につきましては参考資料の方にもつけさせていただいております。

昨年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりイレギュラーな対応となりましたため、そういった形での完全な形でお示しすることができていなかったのですが、今年度は、これまでのように一旦年度途中の状況までを記載したものを、資料1として配付させていただいております。

資料1には、現在のところ、昨年12月までに大阪府において受け付けた障がい者差別に関する相談の受付状況と、これまでに実施しました合議体での議論について記載させていただいております。報告書の中身については後ほどご紹介させていただくことにしまして、まず資料2の方をご説明させていただきたいと思います。

「令和3年度の報告書について」とさせていただいておりますが、大阪府では、障がい者差別解消の取組みと相談事例等の検証報告書を、大阪府の差別解消条例を施行した平成28年度より毎年作成してまいりました。この報告書の作成目的は、平成28年に施行された府条例の附則の中に、条例施行から3年以内に見直し検討をすることが定められていたことから、助言・検証実施型の合議体における相談事例などを分析することで、条例の見直し検討に資するためとされていました。その後、委員の皆様方も御存知の通り、昨年4月に改正府条例が施行されましたことから、この報告書について、今後どのようなものにすべきか、委員の皆様よりご意見があればいただきたいと考えております。

本日は、その下に記載いたしましたいくつかの論点につきまして、大阪府の考え方をご説明させていただき、その後ご意見をいただきたいと考えております。まずは一つめの論点、報告書の要否についてです。

先ほども申しましたように、この報告書は、条例の見直し検討に資することを目的に作成することにしておりましたので、当該条例改正が行われたことにより、所期の目的は達したものと考えております。ただ、大阪府における障がい者差別解消の取組みについて網羅的にとりまとめた資料というものは、この報告書のみでありますことから、取組みを記録し、府民への説明とするため、またこの大阪府障がい者差別解消協議会において、この取組みについて議論していただくための資料として必要ではないかと考えておりまして、今後も継続的に取りまとめてまいりたいと考えております。

次に、報告書の構成についてでございます。報告書の構成は、

１．広域支援相談員の体制等と相談対応

２．合議体における助言・検証の実施

３．合議体におけるあっせんの実施

４．府内市町村に対する支援の取組み

５．障がい理解に関する啓発の取組み

とさせていただきたいと考えております。もっともこの構成は、これまでの報告書から変更されているものではございません。これまでは、一つめの広域支援相談員の体制等と相談対応の部分と、二つめの合議体における助言・検証の実施に重きをおいたものとなっておりました。しかし条例改正も一段落しまして、また国の法改正によって、今後、市町村への支援や、啓発の取組みにより力を入れるように求められるような状況となっております。啓発の取組み部分も同じように重心を置いた報告書としてまいりたいと考えております。

次に3点めでございます。広域支援相談員の対応事例一覧についてとさせていただいておりますが、これまでは本協議会における資料という位置づけであった対応事例一覧を、今回は参考資料の2として令和元年度のものをつけさせていただいておりますが、これを報告書の中に入れ込んでは良いのではないかと考えております。この一覧表はこれまでもホームページで府民向けに公開しておりましたが、障がい者差別解消協議会の資料という位置づけであったため、アクセスが良くないという状況でした。

しかし事例につきましては広く皆さんに知っていただく方が良いと考えられるため、この報告書の中に入れ込むことでより多くの方の目に入るようになるのではないかと考えているところでございます。

次に4点め、報告書の表題についてでございます。これまで表題を「障がい者差別解消の取組みと相談事例等の検証報告書　広域支援相談員が受けた相談事例等の分析から」としておりましたが、先ほど２つめの論点の部分でご説明させていただきましたように、今後は、大阪府の障がい者差別解消に係る施策全体の報告書としての性格を強めたいと考えております。そのため、表題を「障がい者差別解消に向けた大阪府の活動報告書」としてはどうかと考えております。主な論点についての大阪府の考え方については以上となりますが、その他にも、このような内容を追加した方が良いのではないか等のご意見がございましたらご発言いただけますと幸いです。

続きまして昨年12月までの内容ではございますが、資料1の方を見ていただいて、資料1の中身について簡単に紹介させていただこうと思います。まず墨字版資料の4ページ、点字版では4ページ後半からになっておりますが、令和3年度の大阪府広域支援相談員の相談対応状況のデータを掲載しております。

令和3年度の4月から12月までの間に対応した新規事案の件数は118件でした。令和2年度の4月から12月までの件数が109件でしたので、府条例の改正はありましたが、相談件数としてはほぼ同じような件数で推移しております。その下の相談対応回数につきましては、12月までで804回でした。昨年度12月までの回数は1339回でしたのでこちらは大きく減少しております。これにつきましては、特定の方への対応回数が減ったところがあったのかなと考えています。

次に墨字版5ページの一番上の部分、点字版では8ページになりますが、相談一件あたりの対応回数です。令和3年度は平均6.7回となっておりまして、昨年度の11.3回と比較すると少なくなっておりますが、2年前の6.1回と比較すると、ほぼ同じレベルとなっております。

次にその下、相談者の内訳を示しております。令和3年度の相談のうち20件は市町村から府へ寄せられた相談であり、100件は大阪府へ直接寄せられた相談となっております。相談の8割は、府に直接寄せられたものとなっております。

次に、墨字版で6ページ、点字版では10ページになります。相談内容を累計ごとに分類した結果を示しております。今年度は相談の中で5件が不当な差別的取扱いに関するもの、15件が合理的配慮の不提供に関するもの、そして残り100件がその他のものという分類になっております。

次に墨字版7ページ、点字版の12ページでございます。4番目の項目として対象分野別の相談件数を示しております。今年度も商品・サービス分野における相談が最も多く、全相談の三分の一を占めておりまして、前年度と同じような割合となっております。

次に墨字版8ページ、点字版14ページから15ページにかけてでございます。5番目の項目として、障がい種別ごとの相談の取り扱い件数をまとめたものになります。身体障がいのうち、肢体不自由の方からの相談が最も多く3２件です。次いで精神障がいの方からの相談は27件という結果となっております。

以上が昨年4月から12月までに大阪府の広域支援相談員で受けた相談事案についてのデータとなります。

次に墨字版の11ページ、点字版では22ページから23ページをご覧ください。2番めの項目、合議体における助言・検証の実施についてでございます。昨年度は新型コロナウイルス感染症の影響により助言・検証実施型の合議体を開催しておりませんでしたが、今年度は昨年9月に開催し、二つの事例について検証していただいておりますので、その概要を紹介させていただきます。

それでは墨字版12ページ、点字版では24から25ページになります。

事例1としてスーパーマーケットでの視覚障がい者の買い物の手伝いについてです。相談内容として、視覚障がいのある方がスーパーマーケットに買い物に行き、買い物の手伝いを店舗に求めたところ、以前は提供してもらえた対応が、今後はできないと断られたというものです。

このスーパーマーケットの当該店舗や本社に確認したところ、過去に店員が付き添った際は1時間程度かかり、当該スーパーマーケットはオープンしたばかりで客も多く、人手もないため今後は対応できないということでした。広域支援相談員からは、空いている時間がある場合の障がい者への配慮の検討や、スタッフへの障がい理解などの研修周知の依頼をしました。

合議体では、常に混んでいて、人員の余裕がない店舗において合理的配慮としてどこまで対応すべきなのか、協力的とは言えない事業者に対して広域支援相談員としてどのような働きかけが考えられるかなどの論点について、ご意見をいただきました。

墨字版で13ページ、点字版では26から27ページでございます。

合議体からは、事業者の対応に関する意見としては、店側には話し合いをしようとする姿勢が必要である。スーパーマーケットは客に商品をレジまで持ってきてもらうことの対価として安く商品を提供するという業態であるため、人手を割くのは難しいのではないか。事前に注文をもらって商品を用意するというサービスを導入することはできないか、といったものがございました。

また、広域支援相談員の対応に関するご意見といたしましては、これは大阪府に対する意見ということでもあるのですけれども、事業者には社会的な責務として、「客の中に障がい者もいることを想定して対応することをどう考えるのか」を伝えて話をする方が良いのではないか。業界団体の協力も得ながら研修の機会等を設けてもらうなどの働きかけができるのではないか、という意見がありました。

次に、墨字版14ページ、点字版では2８ページになります。事例2聴覚障がい者への自動車教習所の対応についてご議論いただきました。

相談内容ですが、口話でコミュニケーションをとっている聴覚障がい者が、自動車教習所に入校を申し込む際、フェイスシールドでの教習を依頼したところ、A教習所とＢ教習所の二つの教習所に断られました。さらにＢ教習所からは割高なマンツーマンコースしか選べないと言われ、結局、別の教習所に入校したが今後の聴覚障がい者のために改善を求めたいということでございました。

A教習所は、新型コロナウイルス感染症予防のためマスクの着用を必須としているため断ったとのことで、広域支援相談員からは、今後同様のことがあった場合には、話し合いをしてできることを検討するよう求めておりました。

また、B教習所も同様にマスク着用を必須としており、無線教習や複数人が参加する技能教習を聴覚障がい者がスムーズに受けることは困難と思われますので、マンツーマンコースを必須としていると説明されました。広域支援相談員からは、聴覚障がい者にのみ選択肢がないことの問題点を伝え、障がいの状況に合わせて講習内容を検討するよう依頼しております。

コロナ禍において、感染予防効果の低いフェイスシールドへの対応を拒否することは、合理的配慮の不提供に当たるのか、マンツーマンコースしか認めないことは不当な差別的取扱いなのか、それとも経営の自由なのか、あるいは経営の必要性から正当な理由となるのか。などを中心に議論いたしました。

墨字版の15ページ、点字版は32ページになります。

フェイスシールドの対応については、感染予防のために様々な研究がなされ、透明マスクなどの開発もされているので、広域支援相談員が情報を集めて事業者へ情報提供していくことも考えられる、などの意見をいただきました。

墨字版16ページ、点字版は34ページになります。

マンツーマンコースしか選べないことについては、そのコースしか選べないとするのではなく、補習などで料金負担がマンツーマンコースよりかかってしまうリスクを含め、可能な方法を相談して、その中から本人が選択できるようにすることが大切ではないか、などのご意見をいただきました。

簡単でございますが、以上が9月に実施いたしました助言・検証実施型合議体の概要になります。助言・検証実施型の合議体は今年度にあともう1回、３月22日に開催する予定にしておりますので、この報告書を完成させる際には、３月22日合議体の内容も追記する予定にしております。

最後に墨字版18ページ、点字版では37ページをご参照ください。

3番めの項目、合議体によるあっせんの実施についてでございます。今年度はあっせんの申し立てが1件ありました。個人情報の関係で、詳細については記載しておりませんが、4月に実施しました合議体においてあっせんを開始することといたしました。昨年の7月、8月、そして今年の1月にあっせん実施型の合議体を開催しており、現時点で継続中となっております。

非常に簡単ではございましたが、以上で現時点の報告書の説明とさせていただきます。

○会長　はい、ありがとうございました。それではただいまの事務局の説明について、３つに分かれておりますので、それぞれ課題に従ってご意見、ご質問ございましたら頂戴したいと思います。

まず最初が、令和3年度の報告書の位置づけ、あるいはこれ以降の報告書の位置づけについて変更したいという提案がございました。これについてのご意見を頂戴します。

2つめに12月までのデータに基づいてまとめていただいた、障がい者差別解消に向けた大阪府の活動報告書の中身についてのご質問ご意見を頂戴したいと思います。

そして３つめに、この報告書後半部分にある具体の事例についてご意見、ご質問があれば頂戴したいと思っております。時間の関係もありますので、おおむね10分程度で、この３つの内容について議事を進めていきたいと思います。

まず最初に、資料2、令和3年度の報告書をそのような形で、従来とは違うものとして取りまとめたいということでございます。私はこれまでの検証報告書は、条例に基づいてどういう施行状況にあるのか、どういう活動をして、どんな相談事例があるのか、丁寧にまとめていただいているものだと思っていました。条例上は附則の「3年を目途にして条例の改正が必要となる場合について検討していきなさい」ということに基づいて、事務局は、これまで障がい者差別解消の取組みと相談事例等の検証報告書を取りまとめてきました。今後また条例の改正が必要となるかもしれないので、検証報告書を出し続けるという考え方もありますけれども、条例自体には3年を目処にという項目しかないので、改めてこれをどういう形で出し、まとめ続けていくのか、ということのご提案です。

事務局としては、大阪府の差別解消の取組みをデータで残し、具体的な事例を報告し続けることは、これまで通りやり続けたいということですけれども、改めて位置づけを明確にしたいということです。いかがでしょうか。ご意見などございましたら。はい、お願いします。

○委員　今まで資料の中にあり、見つけにくかった対応事例の一覧を報告書の中に載せていただくというのは、広く府民にもわかっていただけることかというように思います。同時に、市町村に対する取組みに関連すると思うのですが、協議会の一覧をいつも違う資料で出していただいていますが、その一覧を載せたらどうかということ、それから各市町村から集約している相談件数をまとめて載せていただくことはできないかというふうに考えています。法改正に向けて大阪府としてどこまでやれるかということを見据えながら、こういうことを載せていただけたらいいというふうに思いました。以上です。

○会長　ありがとうございます。はい、ほかの方、お願いします。

○委員　すみません。１点質問なのですけれども、法律の第10条で「地方公共団体の対応要領を設ける」ということが定められているのですけれども、例えば大阪府の対応要領に即して、どういうように取組みとして進めてきているのか、あるいは要領に即して適切な対応がなされている、いないという自己評価があるとすれば、そういうようなものを外向きに公表する機会があるのかどうかをまずお尋ねしたいと思います。

仮にそういった機会が持てていないということでしたら、例えばその報告書の構成に「⑥その他」を入れて、そのような自己評価をしっかり入れておく、示しておくということも必要なのではないかというふうに思いました。

○会長　はい、ありがとうございます。いかがでしょう。

○委員　資料2の令和3年度の報告書について、質問が１点、意見が２点あります。

まず質問です。先ほど今後の報告書の位置づけについて話がありましたが、これまでは3年後の見直しに向けての検証という位置づけであったところを変えるという話ですが、そうすると今後条例との関係で、どこに位置付けるのかというのが質問になります。

一つの見方としては、大阪府条例第4条で府の「市町村との適切な役割分担のもとで、基本理念にのっとり体制整備を実施する責務」を規定していますけれど、第４条２項に「府は基本理念にのっとり、障害を理由とする差別の解消について指針を作成し、その普及に努める」とあり、これが多分ガイドラインの作成・普及ですけれど、「…必要な啓発活動を行う責務を有する。」と書いてあるので、府民に関する啓発活動の一環として、今後の報告書の位置づけとするという理解は一つあり得るところですけれど、そういう理解でよいかどうかというのがまず1点めの質問になります。

次に意見が２つあって、まず１つめの意見ですけど、今後の報告書の方向性について基本的には賛成だということとした上でですけれど、まず１点めの意見としては、仮に、今後毎年度報告書が出されていくとして、例えば5年とか10年単位でこれまでの取組みを振返り、検証する特集のような位置づけがあってもいいのでは、というのが一つあります。

というのも、毎年度データが更新されるとはいえ、同じ内容の報告書が出されるということになると、どうしてもそれがある種の定番化していって、良くも悪くも、検証としての意味合いが薄れていく面があるのではという気がしております。ですので、できれば5年とか10年単位でそれまでの取組みを振り返って、大阪府自身としてどのようにこれまでの取組みを評価されているのかということを振り返る機会が一度あってもいいのではという気がします。その際にかつて質的調査の手法を用いて分析されたということがありましたけれど、そこまでのことは求められないにしても、もう少し何か振り返る、分析するということがあってもいいのでは、ということが一つめの意見です。

もう一つの意見ですけれど、これは論点2の報告書の構成に関わるところです。基本的にこの構成で賛成ですが、「大阪府の差別解消協議会における差別解消のための取組み」という項目が追加できるのであれば、追加していただきたいです。なぜこのような発言をするかですけれど、今回大阪府の条例改正に際して、仮に解消協として事業者に対する合理的配慮の提供の法的義務化に賛成するとするならば、解消協自身の差別事案の掘り起こしや、あるいはその解消協の役割機能をもう少し前面に出していく必要があるという提言が出されていたと記憶しています。それとの関わりで言うと、これは今後の解消協のあり方に関わってくる点なので、今後の課題という点もあろうかと思いますが、仮に解消協自身が差別事案を掘り起こしていって、何らかの差別事案の解決とか、取組みを進めている機能を強化していくとすると、それを載せられる部分があってもいいというのがもう一つの意見になります。

○会長　はい。ありがとうございます。

それでは3人の方のご意見ご質問について答えられる限りで結構ですからご回答いただければと思います。改めて検討して明確に回答したいという部分については次回以降でも結構でございます。よろしくお願いします。

○事務局　委員のご質問で、対応要領について大阪府としてどういった取組みをしているかの検証が必要なのではないかということにつきまして、実際は、委員の想定しておられるような報告書の形でまとめたものはないです。ですので、今回報告書の中に何らかの形で取り入れていくかということについて検討させていただけたらと思います。

それから、3年後の見直し規定に資するためとしていたこの検証報告書を、改正以降どういう位置づけをしていくかということにつきましては、先ほど委員からもご指摘いただいたように、大阪府の責務として府条例第4条に府民への啓発もありますし、委員のご意見の中に5年10年の振り返りという話もありましたが、報告書をまとめることにより、単年度の振り返りにもなるというふうにも考えますので、事務局としましては、検証報告書という形でまとめてまいりたいというふうに考えている次第でございます。

それから委員のご意見の中で、5年10年の振返りにつきまして、データとしては昨年、5年間の統計的なものを作成したところでございますが、それをさらに内容も含めて充実したものにしていけばどうかというふうなご意見かと思いますので、これについても今後検討してまいりたいと思います。以上でございます。

○会長　最初の委員からのご意見についてはどうでしょうか。

○事務局　すみません。委員にいただきました市の協議会の有無や、相談件数等を載せていければということにつきましては、協議会をやっているかどうかは我々も把握しているところでございますので、こちらにつきましても検討課題とさせていただけたらと思います。

○会長　はい、ありがとうございます。それでは2番めの活動報告書の内容について、具体の事例以外のところでご意見ご質問がありましたら頂戴したいと思います。いかがでしょうか。はい、お願いします。

○委員　この報告書案の18ページのあっせんのところについて少しご意見がございます。

合議体に参加できていないのに勝手なことを申して大変恐縮なのですけれども、あっせんというのは差別解消の手続きの中でも重要な取組みだと思っております。4月にあっせん開始となり、まもなく1年が経過する中で、この報告書によると、「検討を重ねた。議論をした。」ということで、印象としましてはすごくあっさりまとめられてるというふうに感じました。

先ほど個人情報のこともあり、という話がありましたけれども、申立者にとって、また事業者にとってあっせんの協議の結果がどうなったのかという、もう少し突っ込んだところをご報告いただけることによってあっせんの意義というのを読み手に理解していただけるのではないかと思います。もう少し具体的なあっせん協議の結果、検討状況について付け加えていただけるとありがたいのではないかというふうに感じました。よろしくお願い致します。

○会長　ありがとうございます。その他のご意見ございませんでしょうか。

○委員　失礼します。墨字資料6ページの一番上にある相談内容の類型について今までこのような形でまとめられてきてるのですけども、二つ質問があります。

一点は、相談内容の累計ですけども、これは相談した結果として、「不当な差別的取扱い」か「合理的配慮の不提供」という形で分類されているという資料だと思います。相談者は、これは「差別的取扱い」なのではないかというふうに質問する形で相談されるも、結果としてはそうならないということもあると思います。おそらく、この累計は相談した後の結果だと思いますので、そういう理解ができるような表題なり何かがいると思います。

差別を訴える人がこんなに少ないのかという意味ではないと思います。「差別ではないか」という訴えが多いけども、結果としてこうなっているということが分かるような、相談内容の累計というか相談結果の累計というか、そういう表現が要るということを思いました。

それからもう1点は、合理的配慮の提供の取組み、合理的配慮を進める条例や法律の改正もあり、やはりここの相談というのは増えてくるだろうという気はします。この累計は括弧の中の記載にあるように「重複があった場合1類型に絞って集計」という形でされています。これは、合理的配慮を求めたけども、それが十分果たされず話し合いも打ち切られて、お店に来るなと言われた等のケースの場合、「合理的配慮の不提供」の問題なのか、「不当な差別的取扱い」の問題なのかということがあります。どちらも密接な関係にありますし、両方に該当すると言えるケースもあると思います。そういう意味で、この「1類型に絞って集計」ということが、実際のところ、相談を受けた状況で明確にできているのかどうかが疑問です。あるいは両方に該当するというようなケースが多いのではないかと思うこともあります。１類型に絞って集計した方が全体像が見えるのか、それとも重複したもの、両方該当するという場合は両方に入れた方が全体像が見えるのか、私は後半の方が全体像が見えるのではないかと思います。これまで集計してきたものとの整合性もあるかもしれませんけれども、ご検討いただけたらと思います。以上です。

○会長　はい、ありがとうございます。それでは事務局ご回答いただければと思います。

○事務局　はい、あっせんの部分についてもう少し詳しくというご意見ですが、こちら途中経過の話ですので、これはあっせんがどういった形で終結するかによりますけども、終結した後で、記述についてはもう少し加える予定にしております。

ただ、あっせんでは府は2者の間を取り持つ役割で、基本的に2者間での話し合いになるものですから、個人情報保護に当たる部分も多いですし、どこまで対外的に出せるかについては、慎重にならざるを得ない部分もあるというふうに考えているところでございます。いずれにしましても、終結後の記録はもう少し記載を充実させていきたいと考えております。

それからご質問いただきました類型の話ですが、確かにおっしゃることもごもっともと思います。どちらに入ってるのか、どちらの類型になるのかという部分は結果でもってみている面はありますので、その趣旨がわかるような何らかの工夫ができないかという意見については、検討させてください。統計的なデータにする際には重複する案件をどちらかにカウントした方が整合が取れやすいという側面もありますし、委員の方からもおっしゃっていただいたように、やり方を変えると過去との整合、比較がしにくくなる点もあるため、大変恐縮ですけれどもその辺りも含め、検討をさせていただけたらと思います。以上です。

○会長　はい、ありがとうございます。「重複事例がいくつあった」というただし書きがあるだけでも、随分違うかもしれません。

最後、合議体における助言・検証で具体的な事例を２つほどご紹介させていただいておりますけれども、これについてご質問ご意見などございましたら、いかがでしょうか。

○委員　はい、まず事例1のところ、「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供

」というのは、両方とも差別だということがまず大前提です。差別類型の違いということになるのですが、このスーパーマーケットでの買い物の場合、入店を拒否してるわけではなく、買い物の手伝いをできないというところが「合理的配慮の不提供」になり、「不当な差別的取扱い」ではないということになります。ただ「不当な差別的取扱い」でも、正当な理由があって、やむを得ない場合は差別にはならないということになりますので、この「正当な理由に当たらない場合」というのは、「不当な差別的取扱い」の場合の正当化理由の判断になります。そして、「合理的配慮の不提供」の場合は、過重な負担に当たらない場合は「合理的配慮の不提供」にならないということになりますから、過重な負担に当たるかどうかというのは、「合理的配慮の不提供」にあたるのかの正当化事由となるわけです。合理的配慮を提供することが提供者にとって過重な負担に当たる場合は、提供しなくても差別ではなく、合理的配慮の不提供に当たらないということになります。

なので、この事案において「買い物のお手伝いをすること」が、このスーパーにとって過重な負担かどうかということを考える必要があるということです。ただ、この事業者の場合はそのことについて何の検討もしてないということになるので「合理的配慮の不提供」に該当します。配慮について検討することが法的義務になっていますから、そういう分類になると思います。

だから書き方の問題として、論点のところに書かれている「正当な理由に当たらない場合、合理的配慮の不提供による不当な差別的取扱いとなるのか」という書き方はおかしいと思います。

事例2については、フェイスシールドでは教習を受けさせないということを言っています。これは聴覚障がいに関連してフェイスシールドをつけているので、聴覚障がいを理由とした拒絶になります。また、マンツーマンのコースに行くなら入所できるとも言っているので、割高のマンツーマンのコースを選ばないといけないという条件をつけていることになり、これは「不当な差別的取扱い」になります。「合理的配慮の不提供」ではなく類型としてはそちらに当たるというふうに考えます。

もちろん、そういう事例において合理的配慮を尽くすことで、不当な差別的取扱いを解消することはあるのですけど、考え方としては、この事例は、不当な差別的取扱いの類型という分け方になると思います。以上です。

○会長　はい、ありがとうございました。その他いかがでしょうか。ご意見ありませんか。

○委員　今説明を読ませていただきました。相談を持ってこられた後についての対応がのっています。私の意見はその相談に持ってこられるまでの経過についてです。

聴覚障がい者には手話が必要な方もおられます。中にはメールで相談できる方もいると思いますが、相談に手話を必要とする場合には手話通訳者が必要になります。通訳がなければそもそも相談ができません。そういったことを頭に入れて、今までの事例を見てみると、自分の家や職場に近い市町村が、差別解消支援の相談窓口になると思いますが、手話が必要になる方は、例えばろうあ会館に行ってくださいというように、窓口に行っても相談することができないという事態になります、実際にそういった事例がいくつかあります。そういう考え方はおかしいのではないかと思います。情報保障についての話になりますが、相談を持っていくまでの経過の実態がここには載せられていないと感じました。相談を持って行きやすいようなシステムがなければ、聴覚障がい者は相談にすら持っていけないという状況です。相談が受け付けられるまでに遅れが出てしまいます。支援を必要とする様々な障がいの方たちが相談するまでのシステムについて書かれていないと感じているので、そのことについてどう考えているのか伺いたいと思います。

○会長　はい。それでは事務局、ご回答いただけますか。

○事務局　市町村等の身近な相談窓口に相談したいけれども、窓口で聴覚障がい者向けの対応ができず、ろうあ会館に行ってくださいと帰すような対応はおかしいのではないかということで、相談を持っていきやすい体制作りをしてほしいという委員からの意見ですけれども、市町村の障がい者差別解消に向けた体制作りは、検証報告書の中に入れ込みたいと先ほどから申し上げている「市町村への支援」部分にも入ってきますので、我々としましても、市町村の職員の方々に情報提供なり研修の機会を設けるなり、引き続き努めてまいりたいと思います。

また、委員からご指摘をいただいた点について、立てつけとして合議体で議論いただいた内容を記述しており、ご意見をいただいた内容を事実として書いています。一つめの事例のケースはサービス提供しないというのは合理的配慮の問題でありますとか、事例２で言えば合理的配慮というよりも不当な差別的取扱いに当たるというご指摘をいただきました。その意見も含めまして、今後の検討に生かしてまいりたいと思います。

○会長　はい貴重なご意見ありがとうございました。

○委員　追加なのですが、先ほどの市町村の相談窓口等に行って断られた場合、ろうあ会館を通して相談案件が大阪府に行きますけども、大阪府からは、「できたら市町村の方に相談してほしい」というふうに返されるケースがあります。しかし、市町村に相談することが難しいという実態があるのですから、このままでは繰り返すばかりで解決に繋がりません。この検証報告書の書き方では、市町村の支援の中で取り組んでほしいというふうに書いてあるだけで実態が見えてきません。相談体制をもっと強化してほしいし、何より相談を断られる・ろうあ会館等にパスされるなど、コミュニケーション保障の問題を除外して、相談の中身だけを協議会等で審議して報告書に記録するというのは、どう考えても納得できないと考えています。

○会長　はい、ありがとうございます

○委員　すいません、大阪府が作成しているこの報告書は、外部からも非常に注目されています。大阪府の取組みへの関心が高いのだと思うのですが、こういった報告書を出せば見られると思うのですが、きっちり判断枠組みに則った記載をしていただかないと、ほかのところが混乱する原因になります。また、「誤りがある」という指摘が入るようなことが起きては困るので、どういう話があったとしても、対外的に出す分については、そのあたりはきちっとしたものを出していただけたらと思います。

○会長　はい、ありがとうございました。委員のご指摘は、報告書の取りまとめ方として、弁護士、法律家が読んでも突っ込まれないようにしておいてくださいということですか。

○委員　そうです。

○会長　はい、わかりました。それでは時間の関係もございますので、報告書については以上にしたいと思います。頂戴いたしました意見につきましては、改めて事務局で検討いただき修正をさせていただいて、次回の解消協で改めてご提案いただきたいと思います。

それでは議題の2、その他の事項に移りたいと思います。この解消協はご案内だと思いますけれども、法律上は都道府県の支援地域協議会にも該当している組織になります。そこでは差別解消に向けた委員の情報交換が求められており、今回は法律の改正や大阪府の条例の改正があった後の解消協改め「支援地域協議会」となりますので、施行後の状況について、委員の方々と意見交換の場を設けたいと考えております。法律改正および条例改正に関わり、その後、どう変化があったのか、それぞれのお立場でご意見を頂戴したいと思います。

中でも昨年4月に大阪府の障がい者差別解消条例が改正され、府内事業者の皆様に、合理的配慮の提供を義務付けだしました。これについて、事業者の方々の規範意識といいますか、合理的配慮の提供が義務付けられたことに対応しなければいけない、少なくとも検討し、過重な負担に当たらないかどうか考え、建設的対話をしなければならないという意識が形成されつつあると言えるのかどうなのか大変気になるところです。

さらには条例改正に当たり、事業者の方からヒアリングした結果、中には「時期尚早ではないか。もう少し条例の内容についての理解が深まった段階で改正をするべきではないか」というご意見も頂戴したところでございます。事業者の皆様方からの条例改正についてのご意見や評価など、お聞き出来たらと考えております。

大阪府の条例改正について、事業者の皆さまはどんなふうに受け止めておられますでしょうか。お気づきの点などがありましたら、お願いします。

○委員　はい、今回の条例の改正につきましては、コロナ禍のため対面形式の会議等ができなかったのですけど、メールで情報提供をしたことと、コロナ禍でも対面形式の会議をする機会があり、そのときに周知しました。

会議に参加した各企業の反応なのですけど、特段に驚いているということはなく、従来この件に関して周知の方は各事業所に徹底するという話と、現在でもこういった対応はしているので、新たにやるべきことではなく、従来からやっているので問題ないですという返答が多かったです。特段に新しいことをやるわけじゃないと。ただ、現在の教育体制の中で、こういった話をしている箇所については変更がいるでしょうから、合理的配慮が義務化されたことで粛々とマニュアル等を変更していく必要はあるでしょうけど、事業者の実態としてはできているというのが、加盟社からの意見でした。

○会長　はい、ありがとうございます。他の委員いかがでしょう。

○委員　はい。私どもの協会では総務とか技術とか運輸とか様々な委員会が42ほどございます。その委員会を活用して周知研修等を考えておりましたけれども、先ほど委員がおっしゃったように、コロナによりまして、対面での委員会が開催できなかったということもありました。各委員に聞きますと、社内的には従来から取り組んでいるというような発言がありましたし、昨年条例改正したことについても知らなかったというような発言を聞いたりもしました。大阪府に「ゴウハイってなんなん？」のチラシをいただきまして、昨年秋からようやく対面での委員会を開催する際に、委員会などで配り周知したという事例がございます。

また、今言いました委員会にコロナがなければ大阪府の事務局の方に、委員会に出席していただいて、各運輸系とか総務系の委員の皆様向けにいろいろご講演をしていただきたいという話をさせていただいていましたけれども、実現はできておりません。コロナが落ち着きましたら、ぜひ委員会にお招きして事例の取組みなどをご紹介していただいて、加盟各社の担当職員に周知できればと思ったりしておりますので、またよろしくお願いしたいと思います。

それともう一点、いい点のご報告をさせていただきます。昨年１１月土曜日に開かれましたワークショップに私も出席をいたしましたが、そのワークショップにタクシー会社の社長さん、もしくは役員さんが数名参加をされていた。非常に私自身もタクシーの事業者もいろいろ取り組んでいるというのを実感したというご報告をさせていただきたいと思います。以上でございます。

○会長　はい、ありがとうございました。最後にいかがでしょう。

○委員　肌感覚としては、合理的配慮もそうですし、昨年４月に改正条例が施行されたということも業界内では全く周知されていないです。一方で、先ほど合議体の方でスーパーの事案がありましたが、スーパーも含め商業施設において、例えば、障がい者の方にトイレの場所を聞かれることがあります。その際にトイレの介助を強要されることがあります。例えば、工事現場でのバス停の場所が変わったりとか。単純に停車位置が変わるくらいという認識なのですが、実際車いすの方だと通常乗車するところと違う場所では乗れなくなったり、視覚障がいの方は変わったことすらわからない。周知されないということがあり非常にバランスが悪い。業界では周知認識されない、片方では障がいのある者と深くかかわることが多いので、今後は具体的にどの様に周知していくのかを検討しなければと思います。また、チラシをいただいて配ったりとか、府の職員の方に来ていただいて、業界の中でも勉強していくなど、待っているのではなくこちらから発信をしていくなどしないと、今後対応するのは難しいのかなと思います。

○会長　はい、ありがとうございます。その他、事業者の方々から、改正後、どう受け止めて対応されているのかということを中心にご意見を伺いました。それとの関係で、あるいはそれ以外のことでも結構でございます。ここ最近のコロナ禍の状況について懸念されること等も含めて、皆さんからご意見を頂戴したいと思いますがいかがでしょうか。

○委員　大阪府では、事業者の合理的配慮が義務化されてほぼ1年経とうとしています。先ほどの事例でもスーパーマーケットの話がありましたが、近頃コンビニでお金を渡そうとしたらタッチパネルを操作する形になっているところが多くて、僕もなかなか慣れないのですが、これは明らかに、そこに手が届かない人やタッチパネルが操作できない人にとっては便利にはなっていません。かえって不便になっているというような状況も多々見受けられるわけです。

そういった部分で合理的配慮が必要なのですが、皆さんの話では事業者として取り組んでいただいているという話もあり、ほっとしているところもありますが、結局時間がかかってしまうのです。従業員さんが回り込んで来るまで手間がかかったり時間がかかったりします。そうすると他のお客様もその分時間がかかったりするわけですが、そういったときに、それはどこに問題があるのか、障がいはどこにあるのかと考えたとき、手の不自由な人がいるからという問題ではないのだ、そういう人がすんなり使えるシステムが導入されていないから、そういう結果になっているのだということを、合理的配慮と共に社会モデルの考え方も大阪府内の事業所さんへ広めていく働きかけ、もしくは事業者の中で環境整備としての研修をやっていただきたいというふうに思いました。

それがないと、どうしても悪いのは障がい者で、その人が手がかかるのはその人のせいということを社会全体がそのように思っているというのは、今回の法の趣旨と違いますので、その辺を押さえた上で進めていっていただきたいなと思います。以上です。

○会長　はい、ありがとうございます。

コロナ禍で非接触の顧客サービスがシステム化されつつある結果として、障がい者の方の利用を制限することが増えているのではないか。社会モデルの考え方に立って、建設的な対話を障がい当事者の方と業界団体の方々とでして、可能な限り、環境の改善などの方策を考えていただくのもとても大切だというふうに思います。

はい、委員お願いいたします。

○委員　法や条例に沿って、我々自身が障がい者差別ということに引き寄せて、いろんな問題を考えられるようになったというのはすごく大きな変化だと思っています。障がい者差別という切り口での相談を直接受けているわけではないのですけれども、冒頭、大阪府課長もおっしゃっていたように、コロナの高止まりで一番弱い立場の人にしわ寄せがあるようなお話もありました。そういう視点で見たときにこれは問題だと思う事例を二つだけ報告させてもらいます。

まずは、65歳を超えた重度の肢体障がいで、車椅子利用の夫婦の夫が陽性になったのです。保健所となかなか連絡がつかずに結局陽性となった段階で、夫婦ともそれぞれに福祉サービスを使われていたのですけれども、全ての福祉サービスがストップになりました。保健所からの連絡は陽性判明から1週間後にようやく電話連絡があって、それまで食事提供サービスも一切受けられませんでした。たまたまその人はご近所付きあいもあり、感染経路が入浴介助のヘルパーさんから感染したと判明したために、事業者からの食糧支援もあったり、奥さんがずっと陰性だったこともあって、サービスが止まっても何とか1週間持ちこたえ、10日間の療養期間を何とか過ごし、事業者からのサービス提供が復活しているというケースがございました。

もう一つは、2月26日の朝日新聞大阪版でも紹介されたのですけれども、高等支援学校の入試に関わるものです。通常の入学試験に関しては、高校で言うと、コロナ感染や濃厚接触の方は、別に機会を設ける等で受験機会が保障されたのですけれども、高等支援学校に関しては、受験機会が設けられず、そのために数名ほど受験を諦めざるを得ない人が生じたということが報じられました。何でそうなったのかということを教育委員会にもお話を伺ったのですけれども、一番大きいのは、そういう要綱が整備されてないことが前提としてありました。高等支援学校は5校あるのですけれども、そのうち4校が、通常の支援学校との併設校なのです。生徒を定員以上に入れようとしても、受け皿がいっぱいでもう入らないという状況がありました。

3月1日付で文部科学省が、全国の支援学校、特別支援学校の教室不足数の調査結果を報告しました。それを見ても3740教室が不足しているというのですけれども、その内の不足数で、大阪は528教室で全国の14.1％なのですね。そういったところでゆとりがないために、知的障がいの方が入学のための受験をする機会が奪われたということで、私は大きな問題だと思ったりしました。

ただ、そこで対応されている保健所の方とか、教育委員会の方とかは、障がい者を排除する、あるいは合理的配慮が不必要だなんてことは一切考えていないと思います。それをコロナ禍という非常事態というか大変困難を極める中で、そういうような対応ができない状況、そういったことが広く生み出されていることがやはり大きな問題だと思います。だから、少なくとも行政においては、一定のゆとりを持って、日常から非常事態が発生することを想定しつつ、ゆとりを持ったシステムを構築していく、人員体制も整えていくことが必要なのですけれども、やっぱりそこがギリギリに削ぎ落とされている中で生じている。これは政治的な問題もあると思うのですけれども、障がい者差別を解消していくということは心の持ちようだけではなく、そういう条件をしっかり整えていくことが差別解消の土台になっていくと思います。コロナ禍でそういったことがいろいろな局面で明らかになっていると思いますので、そういった事例もぜひ集積していただいて、今後の行政のあり様に生かしていただけたらと思います。以上です。

○会長　はい、ありがとうございました。

○委員　合理的配慮の提供に取り組んでいこうということが出てきますので、今日もありましたように、この協議会のあり方として市町村との連携を強めるために、今は協議会のオブザーバーで参加していただいておりますが、定数の問題等もあると思うのですけども、協議会の委員に入っていただくとかそのような方向を検討すべきではないかと思います。今日もいろいろな委員から市町村との相談の連携で発言がありました。市町村の取組みの一覧をもっと生かしていってということも発言がありました。

大阪府の役割は市町村への支援なのですけども、支援というのはちょっとおこがましいかという気もするのですが、やはり市町村と連携をとって、市町村のいろんな悩みを一緒に解決に向けて取り組んでいってほしいです。特に、一つ一つの事例や市町村の相談窓口と府の機動的な窓口との連携という形で、解決に向かっていくということは必要になってくると思いますので、それを一緒の立場で議論するような意味でも、この差別解消協議会に市町村の役割というか市町村の皆さんと一緒にやっていくような議論をする場を設けるというようなことは必要じゃないかと思います。今後の検討に入れていただけたらと思います。以上です。

○会長　はい、ありがとうございます。それではただいま頂戴いたしました事例につきましては、改めて事務局の方で整理させていただいて、共有させていただこうと思っています。

今回はこのような形で「差別解消支援地域協議会」として、話し合う機会を設けさせていただきました。こういう取組みが、今、委員からもありましたように各市町村においても共有され、「差別解消支援地域協議会」にもこういう意見交換をしていただくことで、社会モデルについての考え方や行政が取り組むべき姿勢ということが、それぞれの市町村で共有されるきっかけになるのではないかというふうに改めて思うことがありました。府内の市町村にとっても一つのモデルケースとして考えてもらいたいと思います。そういう意味でも今後こうした形で継続して取組みを進めていきたいと思いますので、皆様にご協力いただければと思います。

それでは次ですが、今年度大阪府において周知啓発のための動画を作成いたしました。本日少し時間をとって紹介をしたいということを事務局から聞いております。簡単に説明をお願いします。

○事務局　はい、動画を始めます前に説明させていただきますと、大阪府はこれまで当該条例から、障がい者差別や合理的配慮の提供について、周知・啓発のためのガイドラインでありますとか、チラシなどの啓発物を作成して配布するほか、市町村の職員の皆様方や事業者を含めた府民の皆様に研修をする等取り組んでまいりました。ただ、残念ながらまだまだ多くの方々にはどういったことが障がい者差別に当たるか、合理的配慮というのはどういった場面でどういったことをするのかについての理解が進んでいるとは言い難いような状況でございます。やはり啓発物の作成・配布や、これまで通りの研修だけだと限界もあるというふうに考えておりまして、これまでとは違った方法を模索する必要があると感じているところでございます。

今年度は、啓発の取組みに含まれる「共に生きる障がい者展」を開催する中で、「身近な事例をもとに障がい者差別解消について考える」と題したフォーラムを開催いたしまして、その様子を動画撮影し、公開いたしました。本日は資料番号を振っておりませんけども、机上に配布させていただいている紙に記載している通りでございまして、大阪府が実際に受けた相談事例に若干脚色を加えておりますが、それを寸劇で紹介いたしまして、その事案について、どのような対応が問題なのか、どのような対応をすべきだったのかについて、登壇者の方にディスカッションしていただきました。このパネリストには、本日も出席いただいている委員にも御協力をいただきました。その他のパネリストとして、吉本興業のミサイルマンの西代さん。それから事業者側の視点からご意見いただくために、大阪府農業協同組合中央会の方にもご協力をいただきました。司会には、関西テレビの堀田アナウンサーにご協力をいただいております。本日はこのフォーラムの動画全体の一部をご視聴いただこうと思います。その上でこうしたらよかったのでは、こうしてみたらいいのではというご意見、この動画に限らずこういう方法もあるというようなご意見も含めていただければと考えておりますので、よろしくお願いいたします。それでは今から動画を用意させていただきます。

　動画視聴（約15分間）

○事務局　ご視聴ありがとうございました。

もしこの動画について、または大阪府の今後の周知啓発施策についてご意見等ございましたらいただきたいと思います。今年度作成したこのフォーラムは来年度も、全く同じものではないですけれども、できれば継続的に作成できればと考えてございます。もし、ご意見等いただければと思いますので、よろしくお願いします。お配りしている1枚ものには、URLとQRコードも掲載しておりますので、もし可能でしたら、そちらの方からアクセスしていただいて、全編をご覧いただける状態になっておりますので、例えばこの動画を、事業者の皆さん方でしたら従業員の方向けに行う研修とかでお知らせいただくなど、ご活用していただけたらと考えております。周知にもよろしければご協力ください。よろしくお願いいたします。

○会長　はい、ありがとうございます。ただいまの事務局からの説明及び動画の内容に関しましてご意見ご質問等がありましたら伺おうと思います。また、その他こうした動画を使った周知啓発に関しましてもご意見がありましたら改めて伺いたいと思います。いかがでしょうか。

○委員　何度もすみません。このような映像を使った啓発はわかりやすいところもあるので、これからもやっていただいたらいいと思います。そのように言いながら、ちょっと違う方面のことを一言だけ言わせていただきますと、毎年言っているのですけど、やはり大阪府で取っている事例に即して、たくさんある事例や人権侵害的な要素が高い事案について、それぞれの業種に絞り込んだ啓発というのは必要となってくると思います。

具体的に言いますと、うちの知り合いで精神障がい者の作業所を探す団体がありましたが、先日の北新地の事件以降、それまでは多少の紹介があったものが全く動かなくなったということを聞いております。やっぱりそういう差別というのもたくさんある中で、こういう全体への啓発も必要だけど、事業者に対する事案をなくしていくようなしっかりとした取り組みも検討していただけたらと思います。以上です

○会長　はい、ありがとうございます。その他の委員はいかがでしょうか。

○委員　すみません。教えていただきたいのですが、広域支援相談員の権限についてです。これは、例えば大阪府警にも及ぶのでしょうか。警察にも対応できるのでしょうかということです。私の方で2件ほど警察の方への苦情じゃないのですが、寄せられた案件があったものですから、警察に言うのはどうかな、ちょっとちがうのではないかと話をしたのです。私達身体障がい者、下肢障がいの方が移動するにはやっぱり車が必要ということで免許を取得するのですけども、新規取得するときには、車の持込が可能で、車を持ち込んで運転させてもらい、免許証を交付してもらうというのが普通なのですが、70歳を過ぎると条件が変わってきます。要するに認知症のテストとかいろいろありますので、まず、教習所に行き、授業と認知症テストを受けて、それから警察の方で免許申請して更新してもらうというのが普通です。この案件の方は71歳だったので、今までの5年に1回の免許更新の時には、申請だけで更新していただけたのですが、71歳を過ぎますと今言ったような条件にかかってきます。右足が根本からなく、義足ですので、改造車でないと運転できない、左足で操作する車でないと乗れないのです。しかし、近くの教習所に問い合わせたら、車の持ち込みは対応していませんという話でした。他に近所に教習所が3件ほどあるので、聞いてみたら3件いずれも、「そういう対応はしていません」という話でした。所轄の警察に問い合わせをして、この場合どうしたらいいですかという話をしたところ、安全運転の取りまとめをしている光明池の試験場の方に問い合わせしますということで問合せしてくれたらしいのですが、ここでも同じ答えで「車の持ち込みは駄目です」という話だったのです。持ち込みが駄目ならどうしたら免許を更新できるのかという話をしたところ、光明池と他にもう1ヶ所、改造車がある教習所がありますと言われたので、そこへ行くという話になりました。そういう状況の中で、車の持ち込みを許可しない警察ってどうなのかなというふうに思いました。新規で取るときは車の持ち込みができたのに、70歳を過ぎた人の更新には持ち込み駄目という対応をされたということです。

もう一件は、若い頃、10代の頃に自動二輪の免許を取得した方なのですが、その方は仕事で大型車に乗るために大型の免許も取得していました。60歳ぐらいの時に、近くの警察に行くのは時間がなかったものですから、光明池の試験場に行って免許申請しました。向こうならその日のうちにいただける。その方は普段ずっと250CCや400CC等のバイクに乗っています。ただ、足が不自由なため、ミッション車に乗れないので、今はビッグスクーターに乗っているのですが、光明池の試験場で適性検査を受けることになり、白バイくらい大きなバイクに乗ってみなさい、停まっているバイクを動かすわけではないのですがまたがってくださいと言われたらしいのですが、ずいぶん長いことそういうのに乗っていないし、足がもう上がらないということで拒否ではないのですが、そのように言ったところ、若いころに取った自動二輪の免許を、オートマ限定に変えますということで、オートマ限定に変えられたそうです。こういうことが可能かどうかということを、その時はその方も知らなかったし、相談された私もわからなかったのですが、こういうことが警察の中でまかり通っているなら、障がい者に対する合理的配慮というのはどこに行ったんだろうというふうに思ったということを私の方に言ってきました。警察は別だろうと返したんですけど実際のところはどうなのでしょうか。すみません、以上でございます。

○会長　7条関係なのか、8条関係なのか次第ですね。

7条は、国、都道府県、大阪府警を含む国・都道府県を管轄する規定ですし、広域相談員は民間事業者の方々を対象として調整しますので、それが8条関係になります。教習所の対応について合理的配慮を求められる場合には、広域相談員が関わることができますが、警察に対して、規定を変えろということについては広域相談員の管轄外になりますので、それはまた別ルートで相談いただくことになろうかと思います。事務局いかがですか。

○事務局　はい、今会長がご説明いただいた内容で十分つくされているかと思うのですけども、先ほどご議論にもありました対応要領ですね、行政の場合、対応要領を警察の方も定めております。差別に関わるような案件ということでしたらその対応要領にのっとった対応が警察の方でできているかどうかという問題になりますので、そういった観点でお話をしていただくということは可能かと思います。

いずれにしましても先ほど会長がおっしゃっていただいたように、警察による差別事象につきましては、広域支援相談員が直接的に間に入って対応するという問題にはなってきません。ただ、もし仮にそういう相談がありましたらそれを警察の方にお伝えすることは、日常的にもやっているところではございます。

○委員　ありがとうございます。

先ほども言いましたように免許を新規取得するときは改造車持込を許可していただけるのに、70歳を過ぎたら車の持ち込みは駄目です、というのがちょっと理解できないのです。何かいい方法はないかな。たまたま教習所に改造車があったということで、それに乗ってくださいと言われたらしいのですが、障がい者の方が日頃乗り慣れていない車に乗るということがどれほど苦痛になるかを考えますと、非常に残念な想いをしております。以上でございます。

○会長　はい、ありがとうございます。

それでは最後になります。オブザーバーの方から可能な限りで結構でございますので、1人一言ずつコメントいただければと思います。お願いいたします。

○オブザーバー　よろしくお願いします。

冒頭の大阪府課長のご挨拶にもありましたけど、制度、条例の周知について、いかに広く多くの人に知ってもらうかというのが大切だと思います。労働の場面、雇用場面では既に合理的配慮が義務化されていますけど、昨年度の全国の数字は公表されていますけど、障がい者差別に関わる相談件数は全国で69件、合理的配慮に関わるものは177件、合計246件ということで、少ないのか多いのかというふうなことはあると思います。

ただ報告の取り方が特に複雑、重要な相談で複数回対応したものを計上しておりますので、実際には、ハローワークの窓口の現場では職場定着支援する中で合理的配慮の提供などの指導をやっていますので、そういったところは数字が表れなくなっております。

そのため、そういった周知をどうしていくかというのが非常に重要で、雇用の場面でも企業さんに対する周知は比較的やりやすいと思うのですが、同僚の方とか、パート、アルバイトの方にどうやって周知すればいいのかとか、逆に障がいのある本人への周知、そういった方に対して正確な情報をどういうふうに周知していくかということを考えることが必要なのだと思います。

同じことも条例にも言えると思いますので、ぜひ効果的な周知についてよろしくお願いしたいのと、何か効果的なものがあればぜひ参考にさせていただきたいと思います。

わたくしからは以上です。

○会長　ありがとうございました。次の方、お願いします。

○オブザーバー　本日このような場に参加させていただき、本当に貴重な意見を聞かせていただいていると思っております。

先ほど委員の方からも窓口のお話がありましたけれども、市民の一番近いところで相談を聞くということを普段仕事とさせていただいています。いろいろなところの窓口にご相談に行かれるとは思いますが、「行政として」となりますと市町村の窓口が一番身近なところであるのかなと、そのようにありたいというふうに日頃思っております。その中で、こういう相談があったときに職員として聞く力といいますか、どういうポイントを押さえて話を聞いていかないといけないかというところ、差別の解消といいますか、解決に向けて考えていく点を私達もしっかり認識していかないといけないというふうに改めて感じさせていただきました。

このコロナ禍になりまして、元々それほど相談が多くはないのですけれども、例年に比べて数件は減っているという現状ではあります。もう一点、コロナ禍になって変わったことといえばこういう会議であったりとか、研修会が集合してできなくなったことで、ウェブ開催がすごく増えました。会場へ足を運ぶ必要があるということになると、業務上の関係から職員が1人しか参加できないということもあるのですけども、Ｗｅｂ開催であれば、業務優先ではあるのですけれども、参加できる職員はできるだけ参加して聞いてみようと考えております。参加することに意義があることは当然ですけれども、参加できない職員であったとしても、ウェブを通じて肌で感じることができるということがこのコロナ禍を通じて変わってきたことだと思っております。日頃から自治体の中で解決できないことがあった場合は、大阪府の広域支援相談員の方に相談したケースもございますので、そういう意味で、これからもお世話になっていくというふうには思っております。

今日はどうもありがとうございました。

○会長　はい、ありがとうございます。

最後になりますが、お願いいたします。

〇オブザーバー　よろしくお願いいたします。私共は、事業者を対象にバリアフリー教室でありますとか、いろいろ講演などもさせていただいております。今回はこういう障害者差別解消法につきましても、事業者の方への講習でありますとか、当然私どもの職員の研修の場等でも説明をさせていただいて、障がい者差別をなくすように努めているところでございます。

事例紹介になりますけども、昨年、タクシー事業の許可申請でしたが、聴覚障がい者の方が会社を作られまして対応した事案で、法令試験を受けたいという申し入れがありました。

当初、聴覚障がいがあるので手話通訳をお願いしたいという配慮の申出をいただいていました。口術試験なら当然手話が必要と思うのですが、該当試験は筆記試験ですので、試験の方法や流れを説明したところ、ブギーボード等を用いた筆談で結構ですというご理解をいただき、無事試験を受けていただいたという事例がございます。こういった事例からしますと、まず障がい者の方とコミュニケーションがやはり必要なのだというのを感じたところでございます。以上です。

○会長　ありがとうございました。それでは本日の議事をすべて終了いたしました。事務局に議事をお返しいたします。みなさま、本当にありがとうございました。

○事務局　それでは、これにて「第17回大阪府障がい者差別解消協議会」を閉会としたいと思います。本日は各委員の皆様、熱心なご議論をいただきましてありがとうございました。

資料の方でございますけれども、皆様にお配りしております緑色のファイルだけ置いてお帰りいただきますようお願いいたします。皆様お忘れ物ございませんように、お気をつけてお帰りください。

本日は本当にありがとうございました。　　　　　　　　　　　　　　　（終了）